

平成 30 年度第 2 回三原市市民協働推進委員会 協議概要

日 時 平成 30 年 10 月 29 日（月） 15:30～17:20

場 所 本庁地下 第 7・8 会議室

出席者：委員 12 名（全員出席）

1 「第 2 期三原市市民協働のまちづくり推進計画」について

①アクションプランの進捗状況について及び②推進計画の見直しについて

(1) 概要説明

事務局において説明。

(2) 質疑・意見交換

委員

- ・町内会の回覧について、本郷支所では未加入世帯への提供ボックスがあるが、なぜ設置しているのか。
- ・市職員でも、なぜ町内会に入っていない者がいるのか。
- ・町内会も、防災面で社会福祉協議会と連携していく必要がある。

委員

- ・自治会に入りにくい状況があるのではないかと。一方で、中山間地域活性化事業により、大草地域では、地域をよくしていこうという会も発足した。
- ・回覧文書の提供ボックスは大和支所にはない。

委員

- ・久井支所にも、回覧文書の提供ボックスはない。
- ・さまざまな情報が地域支援員等により共有できている部分もある。

委員

- ・以前は、未加入者にも町内会がごみカレンダーを配布していたが、今は公民館への設置で対応している。
- ・新しく家を建てた世帯は町内会に 100%加入してもらっている一方、高齢者の脱退もある状況。

事務局

- ・回覧は、町内会の加入率を上げるために回しているものではない。行政情報の伝達は町内会への加入に関わらず行う必要がある。
- ・職員の町内会加入は強制でないため、意識を変えてもらうことになる。また、職員研修において、加入の必要性を説明していく。
- ・災害対応は、市をあげて検証を行っている段階である。
- ・中山間地域での「地域計画」の取組を活かし、今後の「地域経営」においても、中長期的な視点で、三原地域での各地域のビジョン策定を支援していきたい。

委員

- ・回覧は、町内会に届く時期と町内会での会合でずれが生じており、支障がある状況。
- ・市政懇談会は、報告会になっている。推進計画にある「深める」取組とはいえない。職員も入って、車座的に行う取組が必要。

事務局

- ・市政懇談会については、個人的な要望だけにならないよう内部でやり方を検討しながら取り組んでいる。

委員

- ・推進計画の「地域別意見交換会」については、今後、実施方法を検討していく必要がある。

事務局

- ・事業レビューを実施しているが、無作為抽出による市民のレビューへの参加率は低い。市政に対して、いかに意見いただく場とするかが課題。

委員

- ・地域活動に関わる市民を広げていくかが課題。
- ・マンションでは、ごみ収集を業者が対応するところもあり、地域とつながりがないところもある。

2 「地域経営」(案)の概要について

(1) 概要説明

事務局において説明。

(2) 質疑・意見交換

委員委員

- ・「地域経営」は中山間地域以外も含め、全体で進めていく取組か。

事務局

- ・全体で進めていく。ただし、活動中核組織がない地域もあり、できる地域から進めていきたい。

委員

- ・「できる地域から」とはどういう意味か。

事務局

- ・住民組織の合意形成が必要であり、取組の強制はしないという意味である。

委員

- ・三原地域は地域性の問題で、活動中核組織の組織化は難しい。特に、第五中学校での組織化は難しいように思う。

事務局

- ・今後は、組織化の働きかけも行っていきたい。

委員

- ・田野浦小学校区でいえば、登町はどの地域と同じ活動中核組織となるのか判断に困ると思う。人口も少なく、このままでは消滅してしまうかもしれない。枠組みだけの「ハード」面だけで決められない部分がある。

委員

- ・団体から、枠組みについても提案を求めていくのがよいのではないか。

委員

- ・町内会は弱体化しているが、一方で、資金が出ている活動団体もあり、強固になっている団体もある。

事務局

- ・活動中核組織を基本としつつ、枠組みは柔軟に考えたい。状況に応じた段階的な支援や議論を深めていくことも必要。

委員

- ・本郷地域では、隣り合う町内会でブロックを構成し、ブロック単位が活動中核組織になっている。小さな町内会でも、ブロックがあれば、その枠の中でお互いに支援できている状況。

事務局

- ・町内会加入率の低下や高齢化もある中、効率的に取組を進めていく必要がある。
- ・地域別に状況が異なり、温度差もある中、一斉に取組が進むとは思っていない。今後、引き続き議論を進めていきたい。

委員

- ・地縁組織は「ネットワーク組織」で、機能的組織は「ワーキングネットワーク組織」である。機能的組織に権限を持たせていくことが必要。

委員

- ・「地域経営」の方針の策定主体は誰か。また、その策定過程において意見をするには、どのような方法があるのか。

事務局

- ・方針は市で策定し、本委員会での意見交換、方針がパブリックコメントする必要の計画であればパブリックコメント、さらに市議会への説明を経て作成する。委員には、本日の資料を文章化したものを11月に示し、文書で意見を照会したい。

3 委員の任期満了について

事務局

- ・平成31年2月5日までが委員の任期となっており、推進委員会への出席は本日が最後となる。団体には引き続き、新委員の選出をお願いしたい。
- ・公募委員の募集は、12月から広報誌等で行う予定。